

入間市ヤングケアラー 支援マニュアル

入間市 こども支援課

令和4年4月発行

(令和8年6月改訂)

〈 目 次 〉

1. はじめに	1 ページ
2. ヤングケアラーとは（定義）	2 ページ
3. なぜ支援が必要なのか	3 ページ
4. 市の責務、関係機関の役割	4 ページ
5. ヤングケアラー・コーディネーター	4 ページ
6. 実態調査・予備群リスト・要注意リスト	5 ページ
7. 気づきの視点	6 ページ
8. アセスメントについて	7 ページ
9. 相談対応の流れ	8 ページ
・フローチャート	9 ページ
・関係図、組織一覧	10 ページ
10. 対応する際の留意事項	13 ページ
11. 根拠法令	14 ページ
12. 相談・連絡先	14 ページ

付録

参考様式・相談受付票・初期情報シート

1. はじめに

当市では、ヤングケアラーが抱える課題の深刻さを重く受け止め、令和4年7月に全国で初めてとなる支援条例を施行しました。以来、こどもたちが「こどもらしく」過ごせる環境づくりを目指し、庁内関係部署、関係機関がチームとなりこどもとその家庭に伴走しながら支援に取り組んでいます。

令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」及び「児童福祉法」が改正され、ヤングケアラーが法律上でも明確に定義されました。今やヤングケアラー支援は、国と地方公共団体が一体となって取り組むべき、社会全体の重要課題となっています。

しかし、支援を届けるためには、現場でこどもたちと関わる皆様の「気づき」が欠かせません。

本マニュアルは、ヤングケアラーが置かれている状況への理解を深め、関係機関の皆様と共通認識を持つことを目的として作成しました。発見から状況把握、そして適切な支援へつなぐための指針として、ぜひ日々の活動の中でご活用ください。

こどもたちを孤立させないため、皆様の温かなご協力をお願い申し上げます。

2. ヤングケアラーとは（定義）

- 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（令和6年6月12日施行の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による改正）
- 「本来大人が担うと想定される家事や家族等身近な者に対する介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を無償で提供する18歳未満の者」（入間市ヤングケアラー支援条例 令和4年7月1日施行）

《こんな人がヤングケアラーです（イメージ）》



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

3. なぜ支援が必要なのか

本来守られるべき、こども自身の権利を侵害されている可能性があります。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的におこなっていることにより、自分がやりたいけどできないことが生じてしまい、本来守られるべき、こども自身の権利を侵害されている可能性があります。

本人の育ちや教育に影響が出てしまうことがあります。

ヤングケアラーの問題は家庭内のデリケートな問題であることから表面化しづらく、自身が自覚のないままヤングケアラーとなっているこどもの場合、本人の育ちや教育に影響が出てしまうことがあります。友人と遊ぶ時間がなかったり、自分のやりたいことができなかったりと、こどもらしく過ごす時間がなくなります。

こどもの頃にこどもらしく過ごす時間、経験が乏しくなることで、大人になってから仕事がうまくいかない、友人関係が築けない、周囲を頼れないなどの課題を抱え込んでしまうことがあります。

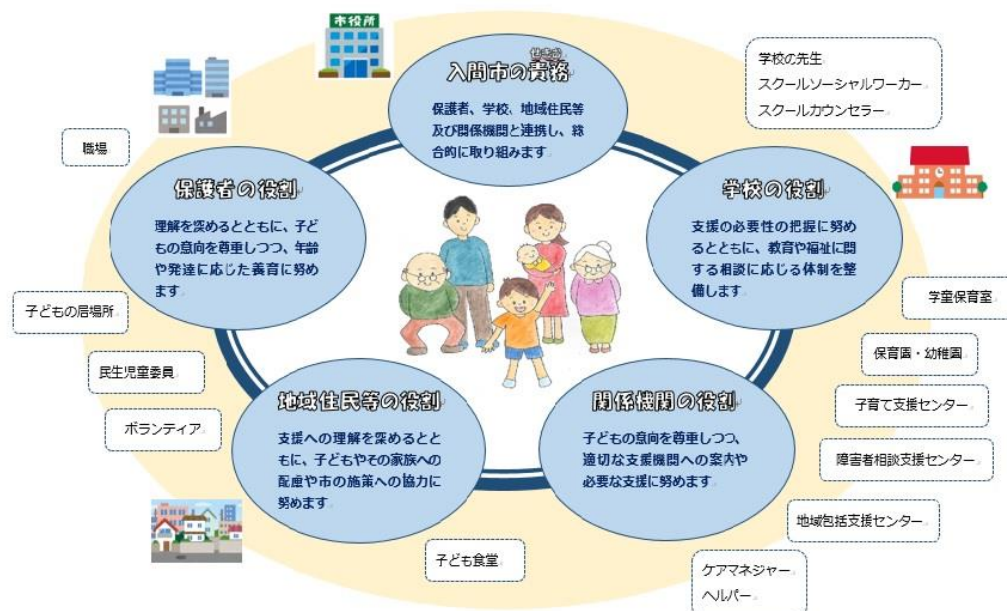
児童虐待（特にネグレクト）に該当している場合もあります。

ネグレクトは、生活習慣の要素があるため、身体的なものと比較してこども自身が「虐待」ということに気づきにくいという特徴もあります。さらには、こども自身が現在置かれている状況に違和感を持っていても、親やケアする相手をかばったり、周囲に気を使ったりして、自分では言い出せないこどもも多いと言われています。

市では、令和3年度に小中学生を対象に実態調査を行い、ヤングケアラーの割合が約5%いることがわかりました。令和6年度に記名式の実態調査を行い、同程度の割合のこどもがヤングケアラーであることがわかります。

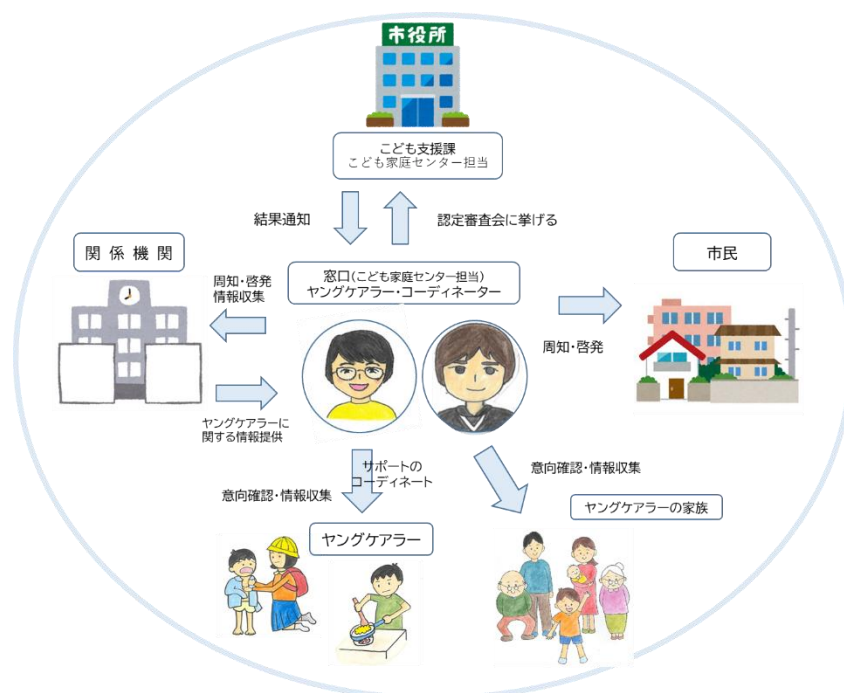
4. 市の責務・関係機関の役割

社会全体でこどもの成長を支えていく環境づくりを目的として、市条例において、市の責務並びに保護者、学校、地域住民、関係機関の役割を明らかにしました。



5. ヤングケアラー・コーディネーター

ヤングケアラー・コーディネーターとは、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐために、関係機関や民間支援団体と連携して相談支援を行い、多機関と協力して支援の枠組みを構築する専門職です。当市では令和5年5月からこども支援課に配置し、相談支援・助言、サポートのコーディネート、周知・啓発活動を行っています。



6. 実態調査・予備群リスト・要注意リスト

市が保有する住民基本台帳や、要介護・障害福祉サービス等の利用データに基づき、ヤングケアラーの予備群となり得る世帯を抽出します。これはあくまで客観的なデータによる『可能性』のリストです。これに、こどもや保護者への実態調査の結果を重ね合わせることで、より実態に近い『要注意ヤングケアラーリスト』を作成します。

こうしたデータは、支援の『あたり』をつけるうえで有効ですが、現場で日々こどもたちと向き合っている関係機関からの『気づき』や『情報提供』は、データの精度を遥かに超える、非常に解像度の高い支援への手がかりとなります。

また、作成したリスト上の情報は、皆様がそれぞれの窓口でこどもたちをサポートする際、適切な支援計画を立てるための貴重な材料にもなります。

本リストは個人の尊厳に関わる極めて慎重な取り扱いが必要な情報です。下記に定めた適正な情報共有のルールを徹底し、こどもたちの安心と安全を最優先に守りながら活用してまいります。

関係機関間での個人情報の共有について

リスト作成を通して、市が関係機関から情報を得ることは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、また市条例に定めた市の責務において、認められます。

ただし、関係機関間での情報共有については以下の点での取り扱いが重要です。

- ヤングケアラーの家庭の状況・情報を、他の関係機関・専門職に共有することについて同意を得ること。
- ヤングケアラー本人であるこどもに同意を取ることは大事な視点。こどもということから判断能力が欠けていることもあるかもしれないが、こどもも意思決定権を持っている。
- ヤングケアラー本人であるこどもの同意を得た後、保護者の同意を得ることが望ましい。こどもの同意が得られない場合は、緊急性等から総合的に判断して対応を検討する。
- 個人情報の共有に関する合意が必要でも、簡単ではないケースが多い。こどもやその家族がヤングケアラーであると自覚すること、あるいはヤングケアラーであることの課題が認識されることが、情報共有に関する合意を得る上で不可欠。
- 家庭の課題を解決する中心にいるのは、支援者ではなくヤングケアラー本人及びその家族。ヤングケアラー本人が何を望んでいるのか、気持ちに寄り添うところから始めてみる。

多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル（令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」より

7. 気づきの視点

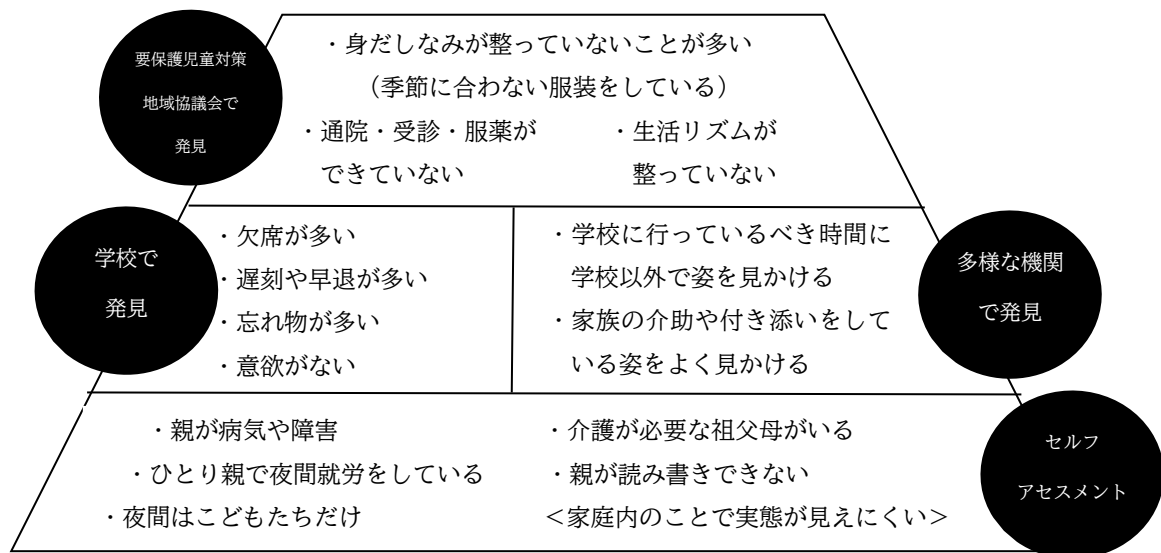
家事や家族の世話の多くは家庭内で行われているため、こどもがケアを担っているかについて、家族以外が把握することは容易ではありません。また、ヤングケアラーであることを自覚しているこどもの割合は少なく、ケアについて相談をしたことがあるこどもも少ないのが実情です。

周囲の大人がヤングケアラーの存在に気づくことが重要です。
「ヤングケアラーではないか」という視点がないと見過ごしてしまいます。

ヤングケアラーを含めた家族は、コミュニティの中で生活をしているため、第三者（学校、福祉、介護、医療等）が気づくことも重要です。

「ヤングケアラーではないか」という視点で改めて、こどもやその家族を見直すことが必要となります。「ヤングケアラー」の早期発見のための初期情報シート（巻末参考）を活用し、早期にヤングケアラーを発見するとともに、ヤングケアラーが疑われる場合には、こども支援課（こども家庭センター担当）、総合相談支援室に繋ぐことも大切となります。ヤングケアラーの実情やニーズを把握し、支援（含む見守り）に繋いでいくためにも第三者の役割（組織一覧参照）が重要となります。

多様な視点からヤングケアラーを把握する

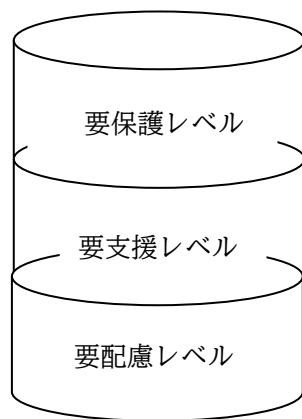


8. アセスメントについて

(1) アセスメントの視点

ヤングケアラーの支援は、国のガイドラインでも示しているように、「こども自身と問題やニーズを共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、家族の状況や家族の中でのこどもの役割や様子だけでなく、「こども自身がこの状況をどう思っているか」、「どうしたいと思っているか」といったこどもの思いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。また、一つの市関係部署や関係機関等での関わりにとどまらず、関係する他の市関係部署に繋ぐ・繋がることで、状況を共有し、連携してネットワークで支援していくことが必要となります。

(2) アセスメント・リスク判断の必要性



「虐待」にあたる可能性のあるこども
＝支援の緊急性が高い

支援を必要としているこども
＝個別またはネットワークでの支援が必要

周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性のあるこども
＝時々声をかける等、ネットワークでの見守りが必要

- ヤングケアラーに気づくためには、アセスメントの実施が重要です。支援を必要としているヤングケアラーを少しでも多く把握するためには、こども自身や学校、その他、多様な関係機関の理解・協力が必要であり、初期情報シート（巻末参考）の活用や展望が望まれています。
- アセスメントに際し、緊急性や深刻度を判断し、「虐待」にあたる場合には、こども支援課（こども家庭センター担当）または児童相談所に繋ぐ必要があります。
- 学校は、こどもが多く時間を過ごす場所であり、こどもの様子がわかることから、チェックする視点の可視化や共有化をすることは、情報収集等も効果的にできるため、学校の先生と一緒にアセスメントを行える体制・連携が期待されます。
- 福祉、介護、医療等の機関からの情報収集を行ったアセスメントも有効と示唆されています。本支援マニュアルにおいても、アセスメントの実施にあたっては、多様な視点からヤングケアラーを把握するため、学校、福祉、障害、医療等の情報共有が可能な初期情報シートを活用して実施することを適切な手法としていくものとします。
- 初期情報シートと併せ、適宜既存のツールを活用してこどもの状況を把握し、こども及び家族への支援の必要性を確認します。当該関係機関のみではこどもの状況の把握が難しい場合、必要に応じて他の関係機関等から情報収集を行い、アセスメントを実施していきます。

○アセスメントを行い、こどもの置かれている状況や、こどもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認していくことが大切です。こどもの権利を回復するために「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった障害福祉や高齢者福祉などのサービスに繋いでいく必要があります。また、既存のサービスの枠内では対応が難しいニーズに対しては、柔軟に対応できる社会資源を生み出す視点も重要です。

9. 相談対応の流れ

(1) 初期相談・相談受付

- 市民、関係機関から情報提供あるいは、相談を受けた市関係部署（関係図、組織一覧参照）は、既存の相談受付票を活用するなどし、初期相談等に応じる。
- 可能な範囲で初期情報シート（巻末参考）を記入する。

(2) スクリーニング（緊急性や深刻度の判断）

- 初期情報シートの活用、他の市関係部署への情報収集などにより、アセスメント・リスク判断を行う。
- ヤングケアラーの可能性がある場合、こども支援課（こども家庭センター・ヤングケアラー担当）に繋ぐ。
- ※可能な限り、情報提供の同意をとる。本人や家族の意思を確認する際は、次章の「10. 対応する際の留意事項」をご覧ください。

(3) こども支援課にてアセスメント

- ヤングケアラー・コーディネーターが中心となり、市関係部署等から聞き取った内容、初期相談シート等をもとに、アセスメントを行う。

(4) ケース会議の開催

- 市関係部署、関係機関、本人、家族等を集め、ケース会議を開催する。本人の負担が過度かどうかを見極め、認定会議にかけられるかを検討する。また、課題の明確化、目標の共有を図り、利用できるサービス・社会資源の活用、連携方法の検討、支援方針及び、市関係部署、関係機関での役割分担を決定する。

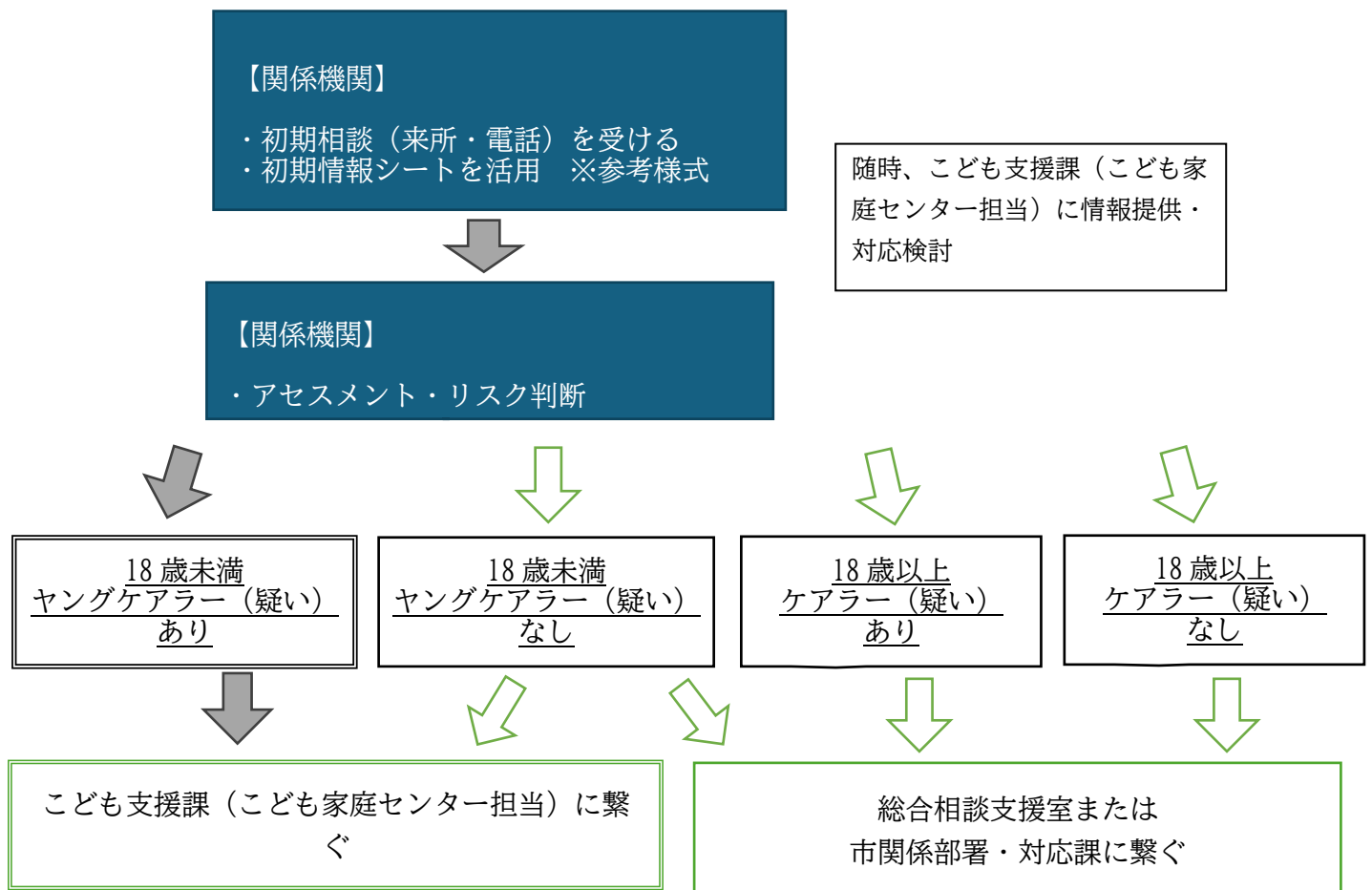
(5) ヤングケアラー認定

- ケース会議において判断した内容を基に、こども支援課においてヤングケアラー認定の決定を行う。否認定となった場合は、必要に応じ関係機関の見守り等を継続し、状況が変わった場合は、再度ケース会議等を行う。

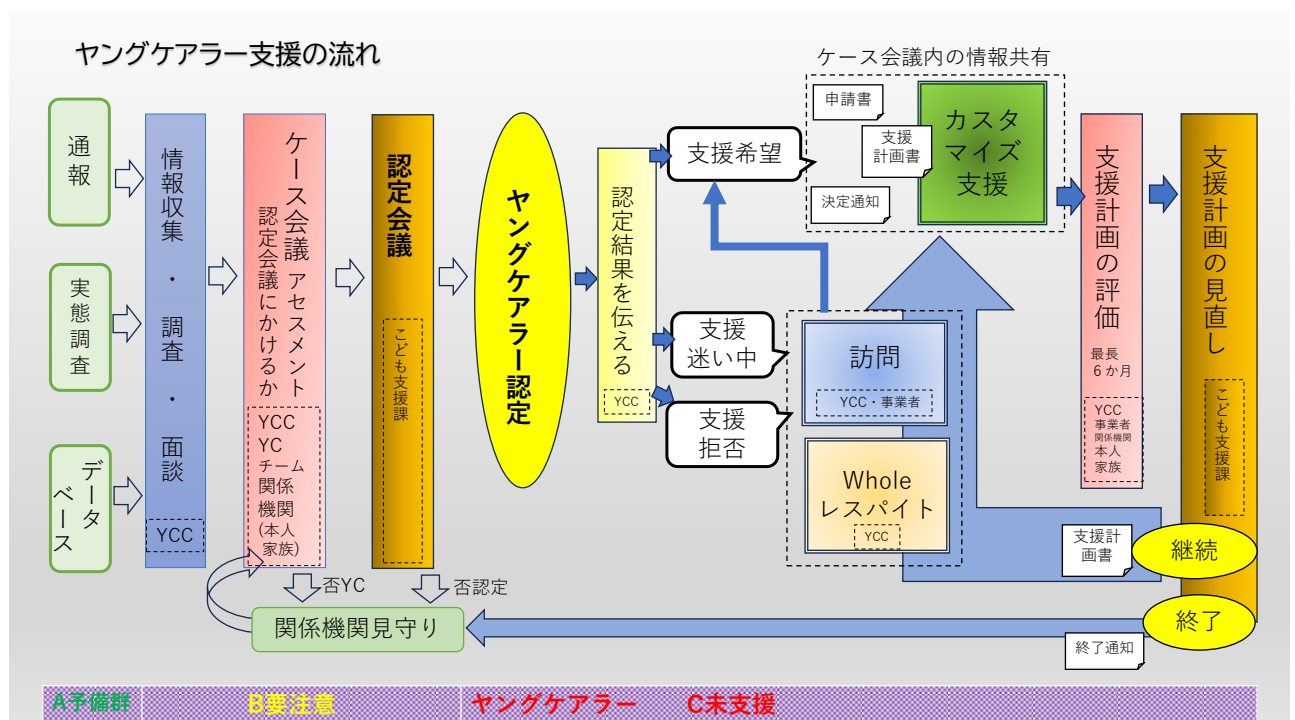
(6) サポートの実施

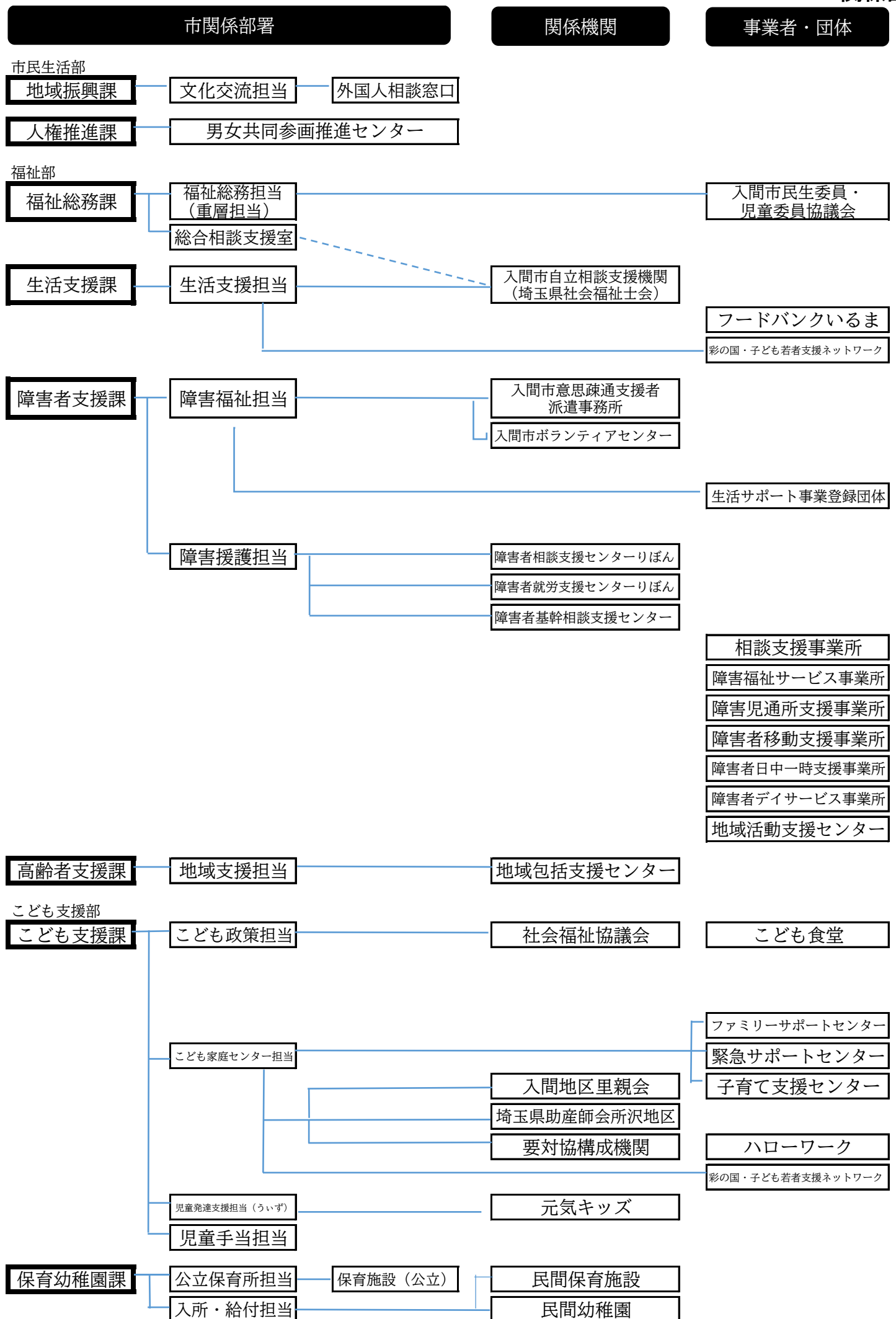
- ヤングケアラー・コーディネーターがサポートプランを作成し、関係機関、地域のネットワーク等と連携し、ヤングケアラー本人及び家庭へサポートを実施する。

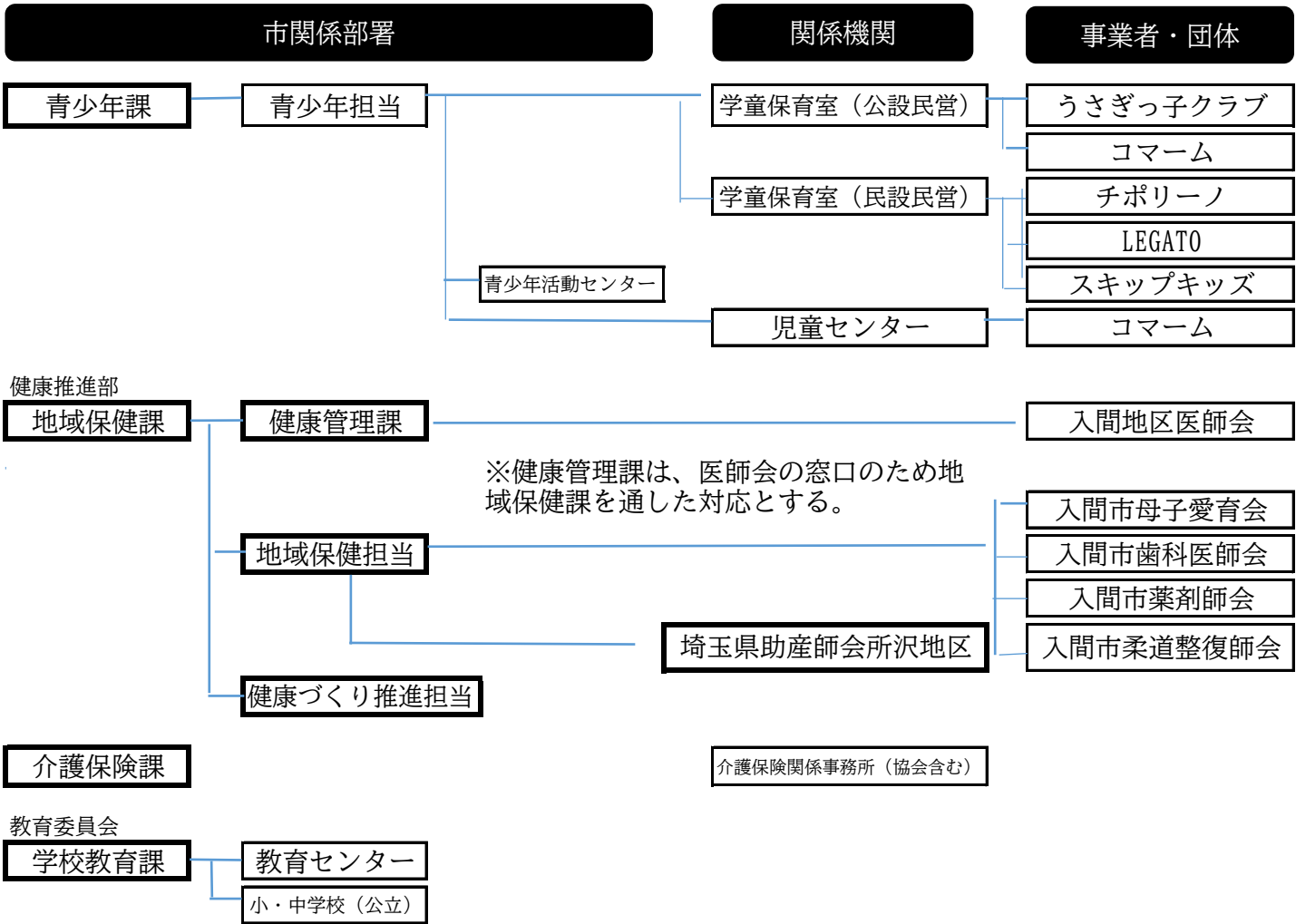
初期相談からこども支援課受付まで



こども支援課受付からサポート実施まで







	関係機関・事業者・団体	市関係部署	
あ行	入間市歯科医師会	地域保健課	
	入間市意思疎通支援者派遣事務所	障害者支援課	
	入間市柔道整復師会	地域保健課	
	入間市自立相談支援機関(埼玉県社会福祉士会)	生活支援課	
	入間市母子愛育会	地域保健課	
	入間市ボランティアセンター	障害者支援課	
	入間市民生委員・児童委員協議会	福祉総務課	
	入間市薬剤師会	地域保健課	
	入間地区医師会	健康管理課	
か行	介護保険関係事務所(協会含む)	介護保険課	
	学童保育室(公設民営)うさぎっ子クラブ	青少年課	
	学童保育室(公設民営)コマーム	青少年課	
	学童保育室(民設民営)LEGATO	青少年課	
	学童保育室(民設民営)スキップキッズ	青少年課	
	学童保育室(民設民営)チポリーノ	青少年課	
	緊急サポートセンター	こども支援課	
	元気キッズ	こども支援課	
	子育て応援ボランティア	こども支援課	
さ行	子育て支援センター	こども支援課	
	こども食堂	こども支援課	
	埼玉県助産師会所沢地区	こども支援課	地域保健課
	彩の国・子ども若者支援ネットワーク	生活支援課	こども支援課
	児童センター(コマーム)	青少年課	
	社会福祉協議会	こども支援課	
	障害児通所支援事業所	障害者支援課	
	障害者移動支援事業所	障害者支援課	
	障害者基幹相談支援センター	障害者支援課	
た行	障害者就労支援センターりぼん	障害者支援課	
	障害者相談支援センターりぼん	障害者支援課	
	障害者デイサービス事業所	障害者支援課	
	障害者日中一時支援事業所	障害者支援課	
	障害福祉サービス事業所	障害者支援課	
	生活サポート事業登録団体	障害者支援課	
	相談支援事業所	障害者支援課	
	地域活動支援センター	障害者支援課	
	地域包括支援センター	高齢者支援課	
は行	ハローワーク	こども支援課	
	ファミリーサポートセンター	こども支援課	
	フードバンクいるま	生活支援課	こども支援課
ま行	民間保育施設	保育幼稚園課	
	民間幼稚園	保育幼稚園課	
や行	要対協構成機関	こども支援課	

10. 対応する際の留意事項

(1) 「ヤングケアラー」であることを、多くの子どもやその家族等が認識していない

- 「支援が必要な状況であること」を子ども及び保護者等が認識していないことが多く、支援の必要性を認識していない場合、外部の人・機関が家庭内の事情に関わることに抵抗感を持つことがあります。まずは、ヤングケアラーが自分の状況を理解し、支援を受けることを納得できるように向き合うことから始める必要があります。

(2) ケアを担っていることを否定しない

- ヤングケアラーは、自分がケアをすることが当たり前だと思っていたり、周りからの期待に応えるためにケアを行っていたりする場合もあります。ケアを行っていることを否定したり、逆に過度に評価したりするのではなく、状況を認めた上で、「いつでも助けを求めている」「自分の時間を過ごしている」ということを伝え、他の選択肢もあると示すことが重要です。親や家族に対して否定的な態度を取ったり、親や家族を追い込んだりするような非難や支援をしてしまうことは、子ども自身を苦しめる可能性もあります。「話さなければよかった」と思わせてしまうことのないよう、十分留意してください。

(3) ヤングケアラーであることを公にしてほしくないケースに対する配慮

- 支援を受けることの必要性は理解・納得していても、「支援を受けている」ことを恥ずかしいと思ったり「支援が必要な家族がいる」「自分が家族のケアをしている」ことを周囲に知られたりしたくないと思う子どもも少なくありません。相談対応や支援にあたっては、ヤングケアラー自身やその家族が周囲から偏見を持たれないよう、十分に配慮した対応が必要です。またヤングケアラーが周囲に相談したことを家族に知られたくないという場合もあるため、その点にも留意する必要があります。

(4) ヤングケアラーの子どもを子ども扱いしない

- 周囲の大人は、子どもだからまだ知らなくてもよい、心配させたくないから言わないでおこうと考え、ヤングケアラーに家族の障害や病気などを教えることを控えることがあります。ヤングケアラーは家族のケアを担っている分、同年齢の子どもと比べて責任感や自分で理解する力を持っており、家族の状況を分かりやすく伝えるなど必要な情報を伝えてあげることが重要です。利用できる福祉サービスなどの情報を提供することで、ヤングケアラーの負担軽減につながる可能性もあります。

(5) 子どもに対するメンタル面でのサポート

- ヤングケアラーと接する際は、「家族の状況やケアについて、誰かに話せているか」「本人が相談できる、理解してくれると思える相手が近くにいるか」を確認してください。支援を受けることによりケアから解放され、またはケアを軽減された場合、そのことに罪悪感を抱いてしまう場合も多いと言われています。そのため、メンタル面をサポートしつつ、自身の将来を考え、自分の人生を歩むことができるよう、一緒に考え、助言してくれる存在となることが重要です。ヤングケアラーは、支援を受けることよりも、自分の今の状況を知ってもらいたいと考えていることも多いため、子どもの話に耳を傾

けることも重要です。

(6) こども自身を必要な支援に繋ぐ

○家族等へのサービス提供によるこどものケアの解消や軽減だけでなく、こども自身に支援が必要な場合、関係機関に繋ぐ必要があります。

(7) 家族調整

○ヤングケアラーがいる家庭は、こどもがケアをすることで、その家庭のバランスが取れている状態で、ヤングケアラーが抜けられない家族システムとなっており、ヤングケアラーの支援においては、その家族システムの調整が必要となります。ヤングケアラー自身が家族に知られたくないと思っていることもあり、家族に対する直接的なアプローチが難しい場合もあり、ヤングケアラーが担っているケアをサービスに繋ぐためには、ケアを受けている側の理解と納得も必要です。

(8) 年齢によらない支援の構築

○ヤングケアラーの中には、18歳を超えてもケアが継続する場合があります。また、その際にケア責任がより重くなることもあります。そのため、18歳を境に支援が途切れないよう、市関係部署、関係機関等が協力し、年齢によらない総合的な支援を構築しておく必要があります。

11. 根拠法令

- ・子どもの権利条約（日本は1994年に批准）
 - 第2条 差別の禁止/第12条 意見を表す権利
 - 第17条 適切な情報の入手/第24条 健康・医療への権利
 - 第27条 生活水準の確保/第28条 教育を受ける権利
 - 第31条 休み、遊ぶ権利
- ・教育基本法
- ・児童福祉法
- ・子ども・若者育成支援推進法
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

12. 相談・連絡先

- ・こども支援課 こども家庭センター ヤングケアラー担当
- ・福祉総務課 総合相談支援室

うけつけび れいわ ねん がつ にち
受付け日 令和 年 月 日

これは相談のための大切な資料になります。

内容については秘密が守られますので、安心してお書きください。

そうだん き ひと 相談に来た人	な ま え 名前	でんわばんごう 電話番号		
	じゅうしょ 住所			
	そうだん ひと かんけい 相談したい人との関係			
そうだん ひと 相談したい人	な ま え 名前	ねんれい 年齢	さい 歳	おとこ おんな 男 ・ 女
	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号		
	かよ 通っているところ			
そうだん 相談したいこと (かんたん か 簡単にお書きください)				

そうだん ひと かぞく
 相談したい人のご家族
 (わかる範囲でお書きください)

[illegible]

初期情報シート

ふりがな
氏名

(歳) ()

1. ヤングケアラーと思われる理由

2. ヤングケアラーと思われる状況（該当する項目に☑・聞き取り内容を記載）

※複数のきょうだいがいる場合には、分かるように名前を記入してください

【子どもについて】

- 登校状況
 - ☐欠席が多い、不登校
 - ☐遅刻や早退が多い
 - ☐幼稚園や保育園に通園していない
 - ☐高校に在籍していない
- 学習面
 - ☐授業中の集中力が欠けている、居眠りをしていることが多い
 - ☐学力が低下している
 - ☐宿題や持ち物の忘れ物が多い
- 生活面
 - ☐身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）
 - ☐クラスメイトとの関わりが薄い、一人でいることが多い
 - ☐保健室で過ごしていることが多い
 - ☐給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）
 - ☐極端に痩せている、痩せてきた
 - ☐極端に太っている、太ってきた
 - ☐生活リズムが整っていない
 - ☐むし歯が多い
- 放課後・校外
 - ☐学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある
 - ☐家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
 - ☐家族の介護をしている姿を見かけることがある
 - ☐こどもだけの姿をよく見かける
 - ☐友達と遊んでいる姿をあまり見かけない
- その他（様子等）
 - ☐表情が乏しい
 - ☐年齢と比べて情緒的成熟度が高い
 - ☐精神的な不安定さがある
 - ☐家族・将来 に対する不安や悩みを口に出している
 - ☐会話の中で「家族が心配だ」とか「自分が面倒を見なければならない」といったことを漏らすことがある

【保護者のこどもへの関りについて】

- ☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い
- ☐ 学校（部活を含む）に必要なものを用意してもらえない
- ☐ 弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い
- ☐ 部活に入っていない
- ☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- ☐ 校納金が遅れる。未払い
- ☐ 必要な病院に通院・受診ができない、服薬できていない
- ☐ 予防接種を受けていない

【担っているケア・サポートについて】

①



- ☐ 障がいや病気のある家族に代わり
買い物・料理・掃除・洗濯などの
家事をしている

②



- ☐ 幼いきょうだいの世話をしている
- ☐ きょうだいの送迎をしている

③



- ☐ 障がいや病気のあるきょうだい
や家族の世話や見守りをしている

④



- ☐ 目を離せない家族の見守りや
声かえなどの気づかいをしている

⑤



- ☐ がん・難病・精神疾患など
慢性的な病気の家族の
看病をしている

⑥



- ☐ 障がいや病気のある家族の入浴や
トイレの介助をしている

⑦



- ☐ 保護者が日本語を話せず、子ども自身が
各種手続きの通訳を担っている

⑧



- ☐ 家計を支えるために労働をして障がいや
病気のある家族を助けている
- ☐ 生活のために（家庭の事情により）
就職・アルバイトをしている

⑨



- ☐ アルコール・薬物・ギャンブル問題を
抱える家族に対応している

⑩



- ☐ 心が不安定な家族の
話を聞いている

3. 家族について

	家族構成	同・別居	ケアしている人	ケア内容 (番号)	その他(各種手帳・病名・経済面等)	サービス利用の有無
	母親(養母・継母)	同・別				
	父親(養父・継父)	同・別				
	きょうだい(1)人	同・別				
	祖母(母方・父方)	同・別				
	祖父(母方・父方)	同・別				
	その他()	同・別				

↑◎ヤングケアラー(疑い)、○ケアラー(疑い)

【サービス利用の状況】※誰に対してどのぐらいの頻度でどのようなサービスが入っているかを記入

☐障害の程度や要介護の重さと比較して、実際に利用している公的サービスが少なく
主に家族内で介護をしている

☐公的サービスに関し、契約者が「人手もあるので家族内で面倒を見る」などこどもの存在を
前提として、積極的な利用を行わない傾向にある

【ケア・サポートについて】

①ケア・サポートに費やしている時間

平日	休日	時間
		1時間未満
		1時間以上2時間未満
		2時間以上4時間未満
		4時間以上6時間未満
		6時間以上8時間未満
		8時間以上

②一緒にサポートする・している人がいるか

☐いない ☐いる()

4. こども自身の認識や意向について

①体調面での自覚症状の有無 ☐なし ☐あり()

②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか

☐話せていない ☐話せている→誰に()

③こども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか

☐いない ☐いる→誰か()

④こども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか

☐認識していない ☐認識している()

⑤こども自身がどうしたいと思っているか(想い・希望)

5. 相談者・周囲の想い・希望

記入年月日：令和 年 月 日、所属・氏名()